

平成 14 年度第 8 回法務委員会議事抄録

日 時 平成 15 年 3 月 11 日(火) 1300 ~ 1700

場 所 操縦士協会事務局

- 1 . 第 7 回法務委員会議事録確認
- 2 . ホームページ掲載コンテンツの見直しについて
706 便の公判記録をホームページに掲載してはどうか
現状、議事抄録以外大きな更新点が無いので、もっとまめに内容を見直さねばならない
- 3 . 来年度の活動計画
 - ・若い会員に興味を持たせるため、ホームページを活用する
 - ・706 便事故の件で操縦士協会がどのような活動をしているのかを広報し、若い会員に協会への興味を持ってもらう。また、新会員も獲得をしたい
 - ・法務委員の裁判傍聴を実施する
 - ・「覚書と細則」についての研究は継続する
 - ・過失の認定について研究する
 - ・事故が発生した場合の操縦士への過失認定に関わる問題点を研究する
- 4 . 総会運営規定、採決方法の件
定める期限までに委任状の提出がない場合の委任等について、総会成立要件の委任と、議事の議決権の委任がわかり難かったので規定の整理を行った。具体案の作成は来月部会を目処に事務局長に依頼。
- 5 . 法務業務規定制定の是非
次回への持越しとする
- 6 . 公印の管理規定、稟議書活用基準の明確化
次回への持越しとする
- 7 . 元事故調関係者との会見報告
フランス、フィンランドの司法と事故調査の関係
司法の下流に事故調査機関がある
アメリカの司法と事故調査の関係
NTSB、FAA、FBI が同等に (Stay Together) 調査している
司法取引はあるようだが、全容ははっきりしない
情報は各機関の間でやり取りされる
刑事罰はないが、行政罰はある
報告の聴取に際し事故直後が最も率直に口述してもらう唯一の機会だから逃さないで欲しい
事故調査報告にはいっさいの感情は入らないようにして作成を心がけている
当事者の口述のみに頼ってで報告書を作成するわけではなく、現場調査、目撃証言、CVR,DFDR も重要視する
- 8 . 706 便事故、公判に対して
法務委員会のフェーズ 活動方針として「行動に移す」ことが大切なので先ず傍聴をし、公判記録を法務委員会のホームページを使って掲載する。パイロット誌への掲載はボリュームの関係上、広報委員会で検討の結果掲載しないこととした。
- 9 . JAS 青森インシデント報告
次回への持越しとする
- 10 . 協会不祥事に関して
臨時総会の状況について、委員長より報告があった
- 11 . その他

次回開催は 4 月 15 日を予定

以上